
種 別： 論説

タイトル： ルッキズム問題に道徳哲学から接近する

著 者： 富田 絢矢

所 収： 『上智法学論集』第 68 卷 1-2 合併号（令和 6 年 9 月）161-193 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

ルッキズム問題に道徳哲学から接近する

富田 絢矢

序 節

第一節 リウの議論の批判的検討

- (1) リウの議論
- (2) 批判的検討——ルッキズムは人種差別の問題ではない

第二節 ヘア主義と《利用禁止原則》

第三節 《利用禁止原則》とルッキズム

- (1) 導 入
- (2) 外見主義者Lの偽装
- (3) 快諾の有無の無関係
- (4) 直観の危うさ
- (5) 一見直観に反するが、必ずしも不正とはかぎらない行為

第四節 外見美による選り好みは《人を消費する》ことの一例である

- (1) 仮想的反論——《能力評価》一般の問題について
- (2) 《結社》と《消費》
- (3) 《結社》と友達選び
- (4) 職業と役割の違い

結 節

- (1) ま と め
- (2) ルッキズムはいかにして道徳哲学の問題になるのか
- (3) 残される難題
- (4) おわりに

序 節

本稿は、「ルッキズム」と呼ばれる問題を、道徳哲学の観点から考察する

ものである。「ルッキズム」をめぐるは一定程度議論が蓄積されてきているが、〈そもそもルッキズムとはどう定義されるべき問題であるのか〉というところから、議論は錯綜している。例えば西倉実季は、ルッキズムの議論の種類を、①イレレヴァント論、②美の不均衡論、③美的労働論の三つに整理している(西倉 2021: 149)。①は、本来ならば外見の美しさ(以下「外見美」)が問題でないはずの場面でそれが評価されることを問題にする議論である(西倉 2021: 149-150; cf. Liu 2017: 279-280)。②は、外見美をさまざまな財の一つに数えるとすれば、現状のままではそれが等しくは配分されていないことを問題にする議論である(西倉 2021: 150-151; cf. Mears 2014: 1337; Tietje & Cresap 2005: 40)。③は、外見美が労働に際して評価される能力の一つに数えられることそのものを問題視する議論である(西倉 2021: 152; Mears 2014: 1337; 西倉 2019b)⁽¹⁾。西倉による分類は、現実の社会で実際にルッキズムがどのような仕方でも問題視されているかを明確化する点で、大きな貢献と言える。しかし、これは必ずしも、ルッキズムの何が問題視されるべきか、という規範的議論を意図するものではないし、もっと言えば、ルッキズム一般に何がしかの「気持ち悪さ」があるということが認められるとして、こうした既存のアプローチでは、そうした気持ち悪さの本性とは何であるかが必ずしも明らかにならない。ルッキズムに対するそうした違和感に、道徳的な根拠があるとするとするなら、それは何だろうか。本稿はこの問いに挑むものである。

(1) 「ルッキズム」は、議論が錯綜しているにもかかわらず、それがそもそもどういう問題を指すのかという定義について整理することを目的とするような先行研究は、意外にも少なく、西倉の他に目立ったものだと、*The Routledge Handbook* シリーズ所収の Liu 2018/2020 や、*International Encyclopedia* シリーズ所収の Minerva 2017 が挙げられるくらいである。ミネルヴァによれば、さまざまな因果関係のために私たちが共通して高く評価するに至るような外見美の模範形は存在するとし、この事実に基づく「差別」を問題として提起している。本稿は、ミネルヴァ論稿と大きく切り口を異にすることを予め断っておく。というのは、本稿はルッキズムを「差別」の問題とは考えない。なぜなら、詳しくは後述するように、本稿が問題とするルッキズムの不正は、人を他の人と異なる仕方で取り扱うところそのものにあるのではなく、本来私たちが等しいと理解されるべき点において等しいはずの人を等しくない仕方で取り扱っているところからである。

ちなみに、上述した本稿の議論に繋がりうる問題提起——〈ルッキズムを差別と理解することには注意が必要ではないか〉ということ——は、例えば小手川正二郎によって最近指摘されている(小手川 2022: 181)。

例えば仮に、〈どんな場面であれ単に外見美に基づいて選抜することが道徳的に許されない〉のだとしたら、①②③に整理されるようなルッキズムをめぐる従来の取り組みには見直される余地が出てくる。実際、ここまで大雑把ではないにしろ、本稿はこれに近い主張を展開するものである⁽²⁾。

本稿は次のように進む。道徳哲学の分野では、〈人を外見美に基づいて選り好みすること〉⁽³⁾そのものの道徳的正・不正の問題について、意外にも十分に検討されてこなかった。そうした中で、X・リウの論文“‘No Fats, Femmes or Asians’”(2015)は、この問題を比較的体系的に扱おうと試みている希少な先行研究であるので、第一節ではこの議論を取り上げて批判的に検討し、本稿の出発点とする。リウの議論は、「平等」に基づく敬意は、人付き合いにおいて人を選り好む場合にも要求される〉ことを指摘しており、これは正しい。とはいえ、リウは結果的には、ルッキズムを人種差別の問題に還元してしまっており、おそらくルッキズムの本質である、外見美で選り好みすることそのものの問題性を十分に扱えていない。この問題に迫るには、そもそも人は何において等しい者として取り扱われるべきかという、道徳哲学上の平等の定義から出発する必要がある。

そこで第二節では、筆者が《ヘア主義》と呼ぶ立場に基づき、平等原則の

(2) 例えば西倉は、論文「外見が『能力』となる社会」において、外見美が労働市場で評価される能力の一つと理解されることが孕む道徳的問題として、〈外見というものが、自分を自分たらしめていると思い、それゆえ取り替えたくないと思うものであるとすれば、そのような取り替えを市場を通して要求することは道徳的に不正でありうる〉と論じ、これを「個人の尊厳」の問題と呼んでいる（西倉 2019b: 179-180）。しかし西倉の議論は哲学的には論点先取になっている。道徳的に問題になるのは、決して、〈私たちが単に何をしたいかと思ひ、何はしてもよいと思ひか〉ではない。端的に、〈何をすることが不正か〉である。西倉の同論文については、本稿での議論を踏まえた上で、脚注 17 で再度言及することとする。

(3) これが、本稿が道徳的不正が生じている問題として切り取る「ルッキズム」であるが、このように言うことで、本稿は決して次のような作業をするわけではない。すなわち、〈私たちの間でもはや一つの共通言語となりつつある「ルッキズム」概念の定義もしくはそのありうべき定義を確定する〉という作業である。とはいえ、〈人を外見美で選り好みすること〉はルッキズム問題に該当すると筆者は考えるので、本稿のタイトルは「ルッキズム問題に道徳哲学から接近する」となっている。ともかくこれは、本論を踏まえてから言及すべき論点であるので、結節 (2) で再訪することとした。

内容を示した上で、具体的にどのようなことをすると平等原則違反になるのか(=《利用禁止原則》)を示す。第三節では、それを具体例に適用し、外見美に基づいて人を選び好むことが不正⁽⁴⁾となる仕方を論じる。

さて、ルッキズムが、《利用禁止原則》に違反するから不正なのだとすれば、本稿が論じる問題は必ずしもルッキズムに固有ではないことが指摘される。これはもっともである。私たちが人を選ぶ規準は、外見美の他にもいくらかでもある。そこで第四節では、〈衝動だけに任せて人のことを好んだり嫌ったりすることによって選ぶ〉行為を《人を消費する》ことと呼び、具体例を挙げつつ、それらが道徳的不正である理由を論じる。

結節では、本稿の結論を述べた上で、〈抽象的な道徳原則を具体例に適用して結論を導き出す〉、本稿の「トップダウン」式の方法について、想定される反論に応答する。

第一節 リウの議論の批判的検討

(1) リウの議論

リウは、論文“‘No Fats, Femmes or Asians’”(2015)で、外見美の特徴を人種で一般化して選り好みすることは道徳的な不正であると論じる。リウによれば、この問題が盛んに議論される一つの契機として位置づけられるのは、LGBT活動家のニュエンが、マッチングサイトのプロフィールで頻繁に見られる「デブ、フェム⁽⁵⁾、東洋人お断り」という表現について、「人種ルッキズム(racial lookism)」と呼ぶべき問題を示しているとし、異議を述べたことである。

(4) なお、本稿で道徳的に「不正」と言うとき意味するのは、道徳的に「間違っている」「誤っている」ということであって、それ以上ではない。なかでも、「非難に値する(blameworthy)」ということはまったく意味しないことを断っておく。ちなみに筆者は、〈道徳的不正は無知の問題である〉という立場をとる。私たちは互いに、自分が詳しくないさまざまなことについて無知なのであって、道徳にまつわる無知もその一種である。

(5) 「フェム(femmes)」とは、LGBTに属す人々のうち、女性らしい言動や服装をするなど、自分を女性らしく表現している人々のことを指す。

リウは、道徳哲学の観点から、ニュエンの異議には正しい部分があると論じる。リウは、道徳哲学上の検討対象としてのルッキズムに次のような定義を与える。すなわち、「ある人々を、それらの人々がおもつ身体的外見のゆえに、美的に魅力がなくそれゆえ性的に魅力がないとするような選好」である (Liu 2015: 256、圏点引用者)。これと対照的に、「人種ルッキズム」は、「ある人々を、それらの人々がある人種に属すゆえに、美的に魅力がなくそれゆえ性的に魅力がないとするような選好」と定義される (*Ibid.*, 圏点引用者)。そして、単なる「ルッキズム」は道徳的に問題ないが、「人種ルッキズム」は道徳的に不正である、とする。

私たちは、恋愛や友達付き合い等の「個人的関係」において、相手がおもつ他のさまざまな特徴——例えば趣味が合うかどうか——と同様に、相手がおもつ身体的外見を気にすることがある。リウによれば、このように選り好みすること自体は、必ずしも道徳的に不正ではなく、これが、ルッキズムそのものが必ずしも不正とは言えない所以である (Liu 2015: 260)。それに対し、人種ルッキズムが不正なのは、ある人種に属すというだけで、個人の特徴をきちんと見ることを怠るからである。人種と身体的特徴との間に有意な関連性がないことは、既に学術的に論じられているところである (Liu 2015: 258ff; cf. Goodman & Moses & Jones 2012: 103)。

人種ルッキズムが仮に事実誤認に基づいており、個人をきちんと見ることの怠りになっているとして、それはなぜ道徳的に不正なのだろうか。リウはこのことを S・ダーウォールの敬意をめぐる議論枠組に依拠しつつ論じる (Liu 2015: 261; cf. Darwall 1977)。ダーウォールによれば、私たちは対象に対して適切な「承認的敬意 (recognition respect)」をもたなければならず、なかでも現在の議論に関係してくるのは「道徳的承認的敬意」である。道徳的承認的敬意を払うとは、「その対象に関係する行為の道徳的受容可能性に基づく制約を要求するものとして、その対象を取り扱う」(Darwall 1977: 40) ことであり、道徳的承認的敬意は、道徳外の特性を評価することと区別される。

これに対してリウは道徳外の評価の適切性を問題にする枠組も必要であるとし、「鑑賞的敬意 (appreciation respect)」という敬意の枠組を追加することを提唱する。鑑賞的敬意とは、「もって生まれた美しさや、優れた知性や、

運動の才能といった道徳外の特性の完成度を鑑賞することから生じる」(Liu 2015: 261) 種類の敬意である。

これは、一見すれば、〈鑑賞の敬意は道徳の問題にならず、それゆえ外見美等の特性を評価することに道徳的制約は課されない〉ということを導くと理解されるかもしれないが、それは誤りであるとリウは続ける。道徳的に要求される敬意というものが、私たちが「平等」であることに基づくのだとすれば、働いたり教育を受けたりする機会が等しく与えられるべきであるのとまったく同様に、愛や友情といった「人間関係的ニーズ (relational needs)」を充足する機会も等しく与えられなければならない (Liu 2015: 262-263)。そして、人種ルッキズムという選好は、人間関係的ニーズを充足する機会を特定の人種に属する人々だけから奪うことであるから、道徳的に不当であり、必要な敬意を欠く。つまり、鑑賞の敬意にも道徳的制約は課される。

(2) 批判的検討——ルッキズムは人種差別の問題ではない

リウの議論は、〈人付き合いにおいて選り好みするに際してさえ、平等に基づく敬意が要求される〉と正当にも主張しており、評価に値する。また、そこで言われる平等に、人間関係に対して等しく開かれていることを含めている点も、後に論じるように、正しい。

あくまでこれらの点を認めた上でだが、リウの議論に対しては大きく二つの問題が指摘されなければならない。

一つ目は内在的な問題で、リウが導入・改定するダーウォールの枠組が不明確だという問題である⁽⁶⁾。それ自体が明白に道徳に関わりそうでない仕方でも何かを評価する場合でも、それが道徳的に要求されるはずの敬意を欠くのであれば、道徳的不正になるのは当然である。したがってそもそも、「道徳外の評価」とか「道徳外の特性」とかいう具合に、事前に分類することにどれほど意義があるのか疑わしい。この問題は、「鑑賞の敬意」という概念区分を設けることの意義が不明確である、とも言い換えられる。「承認的敬

(6) ここで批判の対象とするのは、あくまでダーウォールに依拠するリウによる議論であって、ダーウォールに対する批判を意図するものではないことを断っておく。

意」が〈ある文脈においてある対象の地位を適切な仕方承認すること一般〉を意味するのだとしたら、要求される敬意の種類は、文脈の種類の数だけあることになる。しかし、どんな文脈だろうが道徳への抵触は許されないと前提されるかぎり、道徳的に要求される以外の敬意というものについて分類論を展開することがどれほど有意義か、不確かである。

もう一つはやや外在的な観点からの問題であり、こちらの方が重要である。リウに従えば、〈人種に基づいて外見美の特徴を決めつけること〉が不正なのであり、〈外見美の特徴に基づいて人を評価し選り好みすること〉は必ずしも不正でない。けれどもこれは誤りである。リウは、人種ルッキズムが「過度な一般化 (overgeneralization)」であり、これが道徳侵犯になるのは、それが人々を「ある種類の代替可能なトークンとして取り扱う (treats people as exchangeable tokens of a type)」(Liu 2015: 260、圏点引用者)からだと述べる。しかしながら真実としては、道徳侵犯が生じるのは、人のことを〈平等に反する仕方で取り扱う〉からであり、リウはこの二つを混同しているように見える。そしてリウが訴えるべきだったのは、後者の理屈であろう。

実際、前者の理屈には中身がなく、道徳的正・不正を判定するのに有効な規準でないことが指摘できる。例えば、ある人 P が、人種に対する一切の偏見抜きに、現在の個別の相手 Q をきちんと見て、Q は美しいと判定し、Q に対する選好をもつものと仮定しよう。しかしこの場合でも、P は Q を、「美人」という種類の代替可能なトークンとしては扱っている。

それだけではない。「トークン」や「代替可能性」といった規準は、適用次第では、道徳的に正しい行為でさえ不正と言うことができてしまう。例えばいま P が、Q が理性的存在者であるということに基づいて、Q と人間関係をもつことを欲するものとする。そしてこの場合にもやはり、P は Q を「理性的存在者」という種類の代替可能なトークンとして取り扱っていると言えるかもしれない。

このように、「トークン」や「代替可能性」は有効な規準にならない。私たちは、「平等」の実質的な規準から考察を始めなければならない。

第二節 ヘア主義と《利用禁止原則》

仮に、人を外見美に基づいて選り好みする行為の典型的な類いが、平等の侵犯になるのだとしたら、このことを論じるためには、そもそもそこで言われる「平等」とは、一体私たちの何における等しさのことを指すのかが明確にされる必要がある。そうすれば、ルッキズムが平等侵犯になる理由も、自ずと判明するだろう。

道徳哲学で、〈等しい者を等しく取り扱え〉という平等原則が言われるとき、私たちは具体的にどういう点で等しいと前提されるのだろうか。筆者は富田 2023 で、道徳についての自説を R・M・ヘアを解釈・改定しつつ《ヘア主義》として論じ、平等についても同書で詳しく論じたので、本稿ではその内容に依拠し、ここではその概要のみ簡単に述べることにする。

ヘアによれば、私たちの下す価値判断は普遍化可能でなければならず、価値判断が普遍化可能であるとはすなわち、〈その判断が提案する原則の内容が、私たちの間にある暗黙裡の合意にもとらない〉ということである(富田 2023: 143-148; cf. Hare 1963/2003: 90-117 (135-172))⁽⁷⁾。ここで言われる「暗黙裡の合意」の中身は、私たち理性的存在者が本来互いに求めている関係のことであり、それはすなわち相互学習の関係であると理解することができる(富田 2023: 243-250)。相互学習の関係とは、〈どういう場面でどういう選択をするようにすれば(=どういう「原則」を採用すれば)自分が本当に望むような人生になる(=自分の「企図」を実現する)かを各人が探究しつつ、互いが互いの「企図」にとって有益だと思う「原則」を誠実に提供し合う、依存的関係〉である。

そして、この《ヘア主義》に基づけば、〈人が等しくもつ共同の学び手としての地位を等しく取り扱え〉ということが、平等原則となる。しかし、この抽象的原則だけでは、具体的に何をすることが平等原則違反となるのか、

(7) 筆者によるこのようなヘア解釈は、ヘア解釈をめぐる従来の理解とは大分異なる。その点については富田 2023 で詳細に論じたので、ここで改めて論じることはしない。

必ずしも即座には読み取れないかもしれない。そこで、富田 2023 では、T・M・スキャンロンの議論を参考にしてこの点を紐解いた。

スキャンロンは、道徳的不正の本質は、人を「利用する (take advantage of)」点にあると論じたが、これは正当であった。彼によれば、「フリーライダー」をする人は、される側を「利用」するが、私たちは本来、〈他の人に「利用」されたくない〉という欲求をもっているはずである (Scanlon 1988: 140)。

では、私たちがされたくない「利用」とは具体的にどのようなものなのか。この問いは、《ヘア主義》の議論枠組に取り込み、フリーライダーが下さざるをえない不適切な価値判断を見ることによって解明される。

例えば、E という人が、もっぱら自分自身の利益しか気にかけないという意味で「エゴイスティック」な振る舞いをするでしょう。E がエゴイスティックな計画を成功させるためには、E の行為原則を他の人 (O たち) に対しては伏せる必要がある。このために E は、仮に O たちの身になるなら教えてあげるべき原則を出し惜しみしなければならないこともあるし、それだけでなく、O たちの身になるならまったく推奨できないような原則を敢えて推奨することさえしなければならない (富田 2023: 290-292)。そしてこれこそまさしく、私たちが他の人に利用されたくないと考えたときの「利用」の典型例と理解することができる。というのは、私たちが特にこのことを嫌がるのは、それが不正だからであり、これら「利用」の例が不正なのは、それが〈人が等しくもつはずの共同の学び手としての地位を無視する〉行為だからだ、と説明することができる。

敷衍しよう。他の人を「利用」するとき「利用者」は、価値判断の営為において私たちがもつ予期——人々は互いの企図に役立ちそうだと思う原則を誠実に与え合うはずだという予期——につけ込む。相手の前で価値判断を下しているように見せかけたり、あるいは下していないかのように見せかけたり、あるいはそれを曖昧にすることによって、自分が欲する結果を得ようとする。このように相手を取り扱うとき、「利用者」は、学びの試行錯誤と一緒に進める者として相手もつ地位 (共同の学び手としての地位) をないがしろにしているのである。

このようにして紐解かれる不正の典型を、スキャンロン自身のそれと区別し、《人を利用すること》と表記する。また、《《人を利用》してはならない》という道徳原則のことを《利用禁止原則》と命名し、以下で用いる。

第三節 《利用禁止原則》とルッキズム

序節で述べたように、本稿は、人を外見美で選り好みする行為の典型的な種類が道徳的に不正なのは、それが、後に《人を消費すること》と呼ぶ行為に該当し、《人を消費すること》は《人を利用すること》に該当するからである、と論じる予定である。逆に言えば、人の外見美を考慮に入れる選好や評価であっても、仮にそれが《消費》や《利用》に該当しない行為であるならば、必ずしも不正でない。それゆえ、「筆者が本稿で論じようとしていることは、なにもルッキズム固有の問題でないではないか」と指摘されたとすればその通りである。けれどもこのことは〈人を《消費》したり《利用》したりするという一般的問題を考察するに当たって、ルッキズムという応用問題は有用な切り口である〉という事実と両立する。

ルッキズムが有益な切り口である理由の一つは、それが、私たちが日々当たり前に慣れ親しんだ行為でありながら、同時にそれに対する直観的な⁽⁸⁾違和感ももち始めており、道徳哲学の観点から考察を加えたとき、その違和感が正当な基礎をもつことが証明できるからである。もちろん、後述する通り私たちがもつ直観は誤りであることも多いので、ある程度割り切りは必要だが、それでもいま問題にしようとしている応用局面に対して何がしかの違和感がないよりは既にある方が考察を始めやすい。

本節ではまず、外見美で選り好みする典型的な種類の行為が《人を利用すること》であるがゆえに不正であることを論じる。

(8) なお、道徳哲学では、〈何が正しいか間違っているかが、自明な仕方、ただわかる〉ときの認識を「直観」と表記し、他方で、日常用語法で「あの人は直感的な人ですよ」とか言って指される認識ないし感覚のことを「直感」と表記して区別することがあるが、本稿では敢えてこれらを区別しない。問題は、前者と後者の違いはどのようにしたらわかるのかということなのだから、用語を区別することは得策ではないと思われる。

(1) 導 入

例えば、「美的労働」と呼ばれるものに分類されると通常理解されるもの（グラビア、写真集、場合によってモデルや演者等⁽⁹⁾）をめぐって、私たちが何らかの道徳的問題性を感じることに、正当な基礎がある。なぜなら美的労働は、少なくとも現況下では、《利用禁止原則》違反の温床になりやすいからである。すなわち、私たちが仮に、ある人 A の容姿に対する衝動的な憧れだけから A を選り好んだり、A の容姿に対して覚える生理的興奮だけから A を選り好んだりするとすれば、それは前節で書いた《利用禁止原則》に違反するため不正である。なぜなら、これらの行為に及ぶ際、仮定からして、A と私たちの間には「何かを教わる」と正当に呼べるような関係が、成り立っていないからである。

美的労働が道徳的不正の温床になりやすいと言ったのは、必ずしも不正とはかぎらないからである。例えば写真集において、一つの肉体美を、芸術作品として表現し、見る側もその対象を、写真家もしくは被写体の人による芸術作品の提案として吟味するとすれば、これは立派に共同学習の一つであるため、問題ない。他にも例えば、当該美を、人の外見美の一つの模範形として、それを完成させるまでの過程と共に示し、見る側がそれを学ぼうとするならば、そこでも共同学習は成立している。

以上に対して、次のような反論が予想される。美的労働が以上のような仕方では不正になりうるということは、私たちの直観に合致するところがあり、一応の説得力をもつ。しかしながら、筆者の主張を徹底するなら、あまりにもラディカルで、私たちの直観に合致しないような理論的帰結まで導くことになる。というのも、およそ学習を含まない仕方では外見美から人を選り好み

(9) なお、ルッキズム研究の領域では、この語をもっと特殊なものを指すのに用いるのが主流になっているようである。すなわち、ルッキズム研究によれば、接客業等、一見外見がそれほど本質的と思われな労働においても、実は外見美が重視される傾向があるのであって、特にそのような問題を指すのに、「美的労働」という用語が用いられる（西倉 2019a: 73-74; cf. Warhurst et al. 2000）。ただ他方で、グラビアやモデル等、外見美が本質的な労働内容になるものを指す共通言語も、「美的労働」の他に見当たらないので、本稿ではむしろ後者を指すのにこの語を用いる。

することがすべて道徳的に不正なのだとしたら、例えば、外見から人に惹かれることも、利用禁止原則違反になるのではないか。仮にそうだとすれば、日常の実践とあまりに大きな齟齬があり、私たちの日常を息苦しくするのではないか。

この仮想的反論者は誤っており、二つの要点から応答が可能である。

第一の要点は、ルッキズムにかぎらず、あらゆる応用問題への哲学的な関わり方に共通する。すなわち、ある道徳哲学理論の帰結が、日常の実践と齟齬を来すことや、日々の直観的原則と合致しないことや、私たちが当然のようにもつ選好と合致しないということそれ自体は、必ずしも道徳哲学理論の欠点とは言えないのであって、このことはリウによって正当に論じられている。リウによれば、私たちが現在のところもつ直観的原則や選好は、世界や人の心に関する現在の理解に基づいており、仮に、当該理解が誤っていることに気づくならば、私たちは自分の直観や選好に必要な修正を施す(Liu 2015: 257-258)。この点は強調に値すると筆者は考える。哲学的理論の真偽が照合されるべきは、私たちがよく考えた上でもつに至るだろう原則や選好なのであって、私たちが現在たまたまもっている直観や選好ではない。これが強調に値するのは、昨今の「応用倫理学」は、〈私たちがある実践をもつ以上、そうした実践をもつそれ相応の正当化根拠があるのだろう〉という予測に、あまりに信頼を置きすぎる傾向があるからである。

第二に、外見から人に惹かれるのは利用禁止原則違反である。以下ではこのことを示す。

これを示すに当たって、最初に指摘しうるのは、現在の仮想的反論者自身が、「外見から人に惹かれる」という言葉遣いを、敢えて注意深くしている可能性である。より注意深い言葉遣いをするなら、例えば「外見を(一つの)きっかけに付き合いをもち始める」と言うことができるかもしれない。そして、このような言葉遣いをすることで反論者が注意を払っているのは、〈人と、その人の外見美に対する衝動のみに基づいて付き合いをもつ〉ことは、さすがに直観に反する部分があるからかもしれない。

とはいえ、これは上記の仮想的反論に対する有効な反論にならないことを明確にしておく必要がある。というのは、ある外見主義者は、胸を張って次

のように述べるかもしれない。「いえいえ、別に、そのようなことに気遣った言葉遣いをしたわけではありません。『外見から』人に惹かれると言ったのは、外見をきっかけに惹かれるという意味ではなく、外見そのものに惹かれるという意味です。ですから、その旨をより明確にして私の立場を表明して欲しいなら、次のように言うことができます。すなわち、私は、〈ある人にその人の外見美ゆえに惹かれ、その外見を見続けていたいからその人と一緒に時間を過ごす〉のです」、と。それゆえ本稿が論駁しなければならないのは、このような外見主義者の中核⁽¹⁰⁾である。

(2) 外見主義者 L の偽装

外見主義の中核は道徳的に不正であると筆者は論じるが、その不正さは例えば、外見主義者の大半が、上記のような立場を議論の上では標榜しても、実際の人の関わり合いでは立場を伏せるところに表れる。

仮にある外見主義者「L」が、ある相手 B に対して、「B の外見の美しさを今後も見続けたいので、定期的に会ってもらえますか」といったように真意を伝えるならば、L の行為は、真意を伝えない場合に比べて「害が少ない」と言っていかもしれない（不正ではあることに変わりはないが）。害が少ないのは、少なくとも現在の L は、仮定からして、B との間で何らかの共同学習をするつもりがなく、その旨の意思表示を明確にしているので、B が L の提案を学びの観点から快諾することは原理的にありえないからである。

B との間で共同学習が成り立つ事例としては、例えば L が、究極の外見美とは何かとか、それを追求するために有効な方法はどんなものかについて B と意見交換・議論しようともちかけ、B がそれを有益と考える場合などが

(10) ここで外見主義の「中核」という言い方をしたのは、本稿が相対する立場を明確にする目的のためであって、くれぐれも、「中核的でない外見主義」と呼びうるものがあって、それならば道徳的に許容される」とかいった議論を展開する意図ではないことに注意されたい。仮に、その人の外見美に着目したのは初対面のときだけであって、その後はむしろその人がもつ他の特徴に惹かれていくのだとしても、この行為が、〈人を外見美で選り好みする〉という行為を含んでいることに変わりはないから、この行為にも外見主義の中核は含まれているのである。

考えられるかもしれない。しかしこの場合にはもはや、この提案者を「L」と呼ぶことがミスリーディングであることを指摘しなければならない。「L」と命名することが有意味であるためには、Lの提案は、〈ただ見えるところにいて私の快楽を満たせ〉という、言わば《むき出しの快楽充足願ひ》でなければならない。そして、《むき出しの快楽充足願ひ》が、共同学習を望む私たちの意に沿えない以上、必然的にそれは快諾されにくい。それゆえLがとる典型的な手法は、そのようなむき出しの願ひが本当の願ひであることが相手に伝わらないように、相手と付き合いをもとうとするというものである。すなわち、他の何らかの真正の人間関係(=共同学習を目的に原則の交換をする関係)に偽装するのである。ルッキズムの領域で典型的なのは、例えば恋愛関係に偽装⁽¹¹⁾することかもしれない。それは、外見美と結びつけたさまざまな種類の快楽を充足するために、そしてそうした行為の快諾を得るのに、恋愛関係に見せかけることが有効な方法の一つだからかもしれない⁽¹²⁾。

以上の議論からわかることを述べよう。《むき出しの快楽充足願ひ》を伏せる傾向がLにあるとすれば、それは、そのような願ひをBが快諾しないことをL自身が推測するからであり、このことを推測できるのは、Lが本来の人間関係のあるべき仕方——すなわち共同学習的なあり方——を心のどこかでは理解しているからこそである。

このことは、正しい理解の下に言われるのであれば、次のように言い換えても誤りではない。すなわち、〈Lが上述の推測をすることができるのは、人間関係としての不適切さを察知するような正しい直観も、Lが同時にもち合わせているからこそである〉。とはいえこれは、〈道徳の議論は直観に依拠すべきでない〉という第一の要点の有効性に影響しないことにくれぐれも注

(11) 「偽装」と言って筆者が意味するのは、〈本当はそうでないものをあたかもそうであるかのように扱うこと〉であって、必ずしも、そのように偽っていることに関して本人が自覚的であるとはかぎらない。むしろ、さまざまな応用局面において人が犯しがちな過ちは、本人が自覚的でないからこそ容易に行われるのだと思われる。

(12) 〈恋愛関係とは何か〉という問題には、本稿は立ち入らない。差し当たり本稿では、恋愛が真正な人間関係の一つに数えられるものと仮定する。

意されたい。現在の議論の仮定からして、Lによる反論の出発点は、〈外見美の魅力から人に惹かれることが不正であるという筆者の理論的帰結はあまりに息苦しい〉というLの直観である。つまり、Lはこのような誤った直観ももっている。そして、ルッキズムの問題を道徳哲学から論じる価値があるのは、むしろこのような誤った直観の方が心の中で支配的になっている人が多いからこそである。

(3) 快諾の有無の無関係

以上の議論に関しては補足すべき点がある。(2)で筆者は、《むき出しの快楽充足願ひ》を隠さず伝えるならば、Lの行為は比較的害が少ないと述べ、なぜなら、Bが学びの観点から快諾するわけがないから、と述べた。ここで、「学びの観点から」という条件は非常に重要である。というのもこの条件が付されないとすれば、Bがともかく快諾するような仕方は、いくらでもあるからである。例えば、お金など、Bが取引に応じたくなるような何がしかの対価が用意されることである。ではいま、「L₁」という人がそうした方法をとると仮定しよう。そうした対価を用意すれば、たとえL₁が上述のようにむき出しの快楽充足の願ひをする場合でさえ、Bは快諾するかもしれない。その場合、L₁だけでなくB自身も、利用禁止原則違反を犯すことになる。Bは、自らを学び手以外の仕方に取り扱うことになるからである。利用禁止原則違反に関しては、利用する側・される側というような区別は大して意味がない。Bが利用されることに率先して合意するなら、BはL₁に利用される側であるのと同時に、B自身を利用する側でもある。

(4) 直観の危うさ

ここである読者は次のように指摘するかもしれない。筆者に従えば、結局ルッキズムの正・不正に関して重要となるのは、LによるのであれB自身によるのであれ、およそ利用禁止原則違反が生じるか否かである。だとすれば、〈むき出しの快楽充足願ひが隠さず為されるならば比較的害が少ない〉という筆者の論述は余分だったのではないか。結論から言って、この指摘はある意味正しいが、誤った側面もある。

この指摘がある意味正しいのは、〈あらゆる学び手を等しくそのように取り扱わないかぎり、常に利用禁止原則違反が生じる〉という意味で、〈敬意を欠く取り扱いはそれだけで道徳的不正の十分条件である〉というのはその通りだからである。他方誤っている側面は、この指摘が、利用禁止原則違反を犯し、そうして不敬を為す仕方に、さまざまな種類があり、それらは組み合わせることもある、という事実を軽視しているところである。L、L₁のいずれも、Bを主に快楽充足の手段として用いようとしていることに変わりはないから、その点にかぎって両者の不正は同じである。しかしそれらには違いもありうる。L₁の方は、快楽充足の手段として用いようとしていることをBに対して隠していないという点では、BをB自身のもつ自律にかかわらずL₁の思い通りに「操作」しようという意図ではなく、他方Lの方には、そのように操作しようという潜在的意図があるということは、いかにもありそうなことであろう。

以上は、本稿が問題にしようとしているルッキズムに関して、〈その代表的温床と言えややはり美的労働だろう〉という当初出発点にしていた直観が、そもそも正確でなかったこと教えてくれる。ある人の外見美に惹かれてその人と付き合いをもつという、おそらく多くの人が経験のある行為こそ、「友情」「恋」「愛」といった別の関係に偽装して行われるむき出しの快楽充足が多いのだとすれば、ルッキズムの「温床」になっているのは美的労働よりもそうした個人的関係だ、とも言う。このことは、道徳的直観というものが、私たちの無知次第では誤った内容も容易にもちうるという危うさを示していると言えるのである。

(5) 一見直観に反するが、必ずしも不正とはかぎらない行為

ここまでの議論で筆者が論じたことは、単なる《むき出しの欲求充足願い》は、道徳的に不正だということである。逆に言えば、私たちの互いに対する願いが《欲求充足願い》を含むからと言って、それだけで不正になるわけではないのであって、次にこのことを論じる。

人がもつ特性が自分の何らかの衝動を充足するということは、なにも外見

美にかぎらずとも、数え切れないほどある。例えば私たちは、性欲、眠気、空腹感、触り心地のよいものを触りたいこと、よい香りを嗅ぎたいことといったさまざまな衝動をもつ。それゆえ仮に、これらの衝動を満たしたいというお願いを単にするただとすれば、それは不正になる。例えば、性欲を充足したいというただそれだけで、誰かに性的行為を求めることや、誰かに近くにいるとよく寝れるというただそれだけで、誰かに添い寝を求めることは不正である。

ただし、いま問題になっている衝動を充足したいというただそれだけで、誰かに対してそれを求める」という抽象的な表現をせざるをえなかったのは、そんなに単純ではない求め合いがありえ、実際私たちはそのような求め合いを行っているのであって、それらは不正とはかぎらないからである。

例えば、性欲を、空腹感のように、自分の意志に関係なく身体の側から来てしまう、まったくどうしようもない生理現象であるという理解をもち、健康のために、これを何らかの方法で定期的に発散した方がよさそうだという企図をもつ人 S_1 が、性欲に関してたまたま S_1 と同様の企図をもつ S_2 と出会い、コミュニケーションを交わすうちに、「では互いのこの企図実現のために、互いの身体を用いて互いの性欲を充足し合おう」という原則に行き着き、その帰結として性的行為を行うという事例を考えてみよう。この事例は、〈私のこの欲求を充足して下さい〉という意味での欲求充足願いをたしかに含んではいるが、これを《むき出しの (bare)》欲求充足願いと見做すことは誤りであるし、これを「願い」と呼ぶことさえ、おそらく語弊がある。

S_1 と S_2 のセックスフレンドの関係は、互いの生理的衝動を充足する特徴を互いが有しているからこそ成り立つのはたしかである。かといって、そうしたむき出しの衝動を互いの特徴を用いて充足しませんかという申し出は、むき出しではない。 S_1 も S_2 も、互いが学び手として等しくもつ地位を尊重する共同学習の関係を築きながら、互いの企図を大変効率よく実現してくれそうな原則を「提案」し合い、実際にそれを試しているだけである。そして、こうした「提案」はむき出しの願いとは真逆のものである。

それゆえ、例えばいわゆる「セックスフレンド」の関係を、その関係がセ

ックスフレンドの関係であるというただそれだけの理由で批判するような直観は、誤りであることが指摘できる。

第三節を小括する。人を外見美で選り好みすることは、相互学習の一環でないかぎり、《利用》に該当し、それゆえ不正である。例えば、人を外見美で選り好みするという行為の典型例である、真正の人間関係を偽装する外見美への衝動充足や、美的労働の現場における労働の買い手による行為、および労働者自身による行為は、不正である。

第四節 外見美による選り好みは《人を消費する》ことの一例である

(1) 仮想的反論——《能力評価》一般の問題について

ここまでの議論を踏まえて、ある反論者は次のように指摘するかもしれない。筆者の議論を一貫するならば、ルッキズムにかぎらず、私たちの日常が含む、あまりに多くの評価、および当該評価に基づく選り好みは、利用禁止原則違反と見做されなければならない。

例えば私たちは、しばしば「コミュニケーション力」と呼ばれるような特性——この俗称は語弊があるように思われるので以降「意思疎通力」——を人がもつとき、それをその人のもつ《能力》として認め(=《評価》)、そうした《能力評価》が高い人を好んで選び、低い人を嫌って選ばないかもしれない。そしてそうした「選り好み」が、相互学習の一環でないことも多々ある。

例えば、〈その人がそのような意思疎通力を発揮できるのは、その人がもつ何らかの価値原則のおかげだ〉という認識に基づき、〈その原則を教わりつつ私たちの側もその人に対して教えることのできる何かがある〉という考えから、是非私たちと付き合いをもちませんかという申し出をするとき、これは相互学習であるので、筆者の立場からしても問題ないとされるだろう。

とはいえ私たちが人の意思疎通力と関わる仕方は、必ずしもこのように相互学習的ではない、と反論者は続けるだろう。私たちは、〈意思疎通力がな

い人よりある人の方が、他の条件が同じならば、付き合う際にかかる労力が少なく済むという理由で、後者を単に好む」ということは、多くの場合に事実だろう。そして同じことは、高い教養をもつとか、力持ちであるとか、手先が器用であるとか、根気強さがあるだとかいったように、私たちが普段人を選び好む際の規準になるあらゆる特性について当てはまる。

それゆえ、利用禁止原則をめぐる筆者の主張を一貫するならば、〈私たちが普段する、上述のような相互学習的でない選り好みのすべてが実は不正である〉という、あまりに現実とかけ離れた帰結を招いてしまう、と。

(2) 《結社》と《消費》

はじめに指摘しておく、ある選り好み、相手を対等な学び手として取り扱う営み（＝相互学習）の一環でないかぎり、それがいかに現在もつ直観によれば問題ないのだとしても不正であるのであって、直観の頼りなさについては前節(4)(5)で既に論じた通りである。したがっていま問題にする価値があるのは、筆者の議論の帰結が、この仮想的反論者が指摘するように果たして「現実とかけ離れた帰結」であるのかどうかである。

「現実とかけ離れた」帰結というのは随分と曖昧な表現であるので、より明確な表現へ改定しよう。おそらく応答すべき問題は、筆者の議論の帰結が果たして、〈まさしく理性的な人間にとって有意義である営みに、そのようなものとしての位置づけを与えることに失敗してしまうのではないか〉ということである。以下では、仮想的反論者からのこの挑戦的問いに対し応答する。

このことを論じるのに、本稿独自の用語として、単なる《消費》の関係と、それと対置される《結社》の関係という用語を導入したい。《消費する》とは、ここまで述べてきたような、〈衝動だけに任せて人のことを好んだり嫌ったりすることによって選ぶ行為〉と定義する。それに対して《結社する》とは、〈あくまで理性的存在者全体の相互学習に効率的に寄与することを目的として、ある特定の関係を、一定の特性をもつ人に対してのみ開き、そうでない人に対しては閉ざす、そういう行為〉と定義する。そして、筆者が利用禁止原則に基づいて論じていることは、《結社する》ことは必ずしも

道徳的に不正ではないが、《消費する》ことは常に不正であるということであり、この理論的帰結は、現実のあらゆる有意義な実践と両立する。

仮想的反論者が指摘する通り、私たちは、人がもつさまざまな特性に基づいて、その人と付き合いをもつか否かを決めている。そして、反論者の指摘が〈そうした私たちの選抜行為それ自体において、必ずしも、相互学習的なやり取りがあらゆるさまざまな仕方で行われるわけではない〉ということであるならば、その点にかぎってはまったくその通りだろう。とはいえこの仮想的反論者が見逃しているのは、〈必ずしもあらゆる相互学習的ではなくとも正当に相互学習の一環であるような組織的慣習が存在しうるし、実際存在する〉ということである。

例えば企業は、自社目標達成のために、必要となる人材を選抜する。企業による人材募集は、人をその人のもつ特性に基づいて選抜する組織的慣習の代表例と言える。しかしだからといって、企業の人材選抜は必ずしも、先のように定義される、衝動任せの《消費》とはかぎらない。

たしかに、企業の人材選抜が《消費》とならないために満たさなければならない条件はさまざまあるし、それらのすべてを満たすのが容易でないのは事実である。例えば、企業の目標は、単なる金儲けであってはならず、ある種類の学び手たちの企図実現に寄与することを意図していなければならない。また、〈今回の募集で求める人物Pが、自社目標に向けてのプロジェクト全体の中でどのような役割を果たすことが期待されるのか——つまりPに新たな何を教えて欲しく、逆にPに対して企業の成員からは何が教えられると期待されるか——〉ということを、当の人材募集者たちは正しく認識し、その認識に基づいて選考を行わなければならない。人材選抜が《消費》にならないために満たすべき条件はまだある。そもそも企業目標においては、ある種類の学び手たちの企図実現に寄与するだけでなく、そのことが、ひいてはあらゆる学び手の企図実現に寄与するという青写真を描いていなければならない。

さて、あくまでそうした諸条件を満たした上での人材募集ならば、実際の選抜行為そのものが、人の得意不得意に注目して《能力評価》を行うことに集中し、そうした見定めに必要な作業のみを行うとしても、ただそのことを

もってそうした選抜が《消費》的な選り好みであるということにはならない。

企業による人材選抜が《消費》的、それゆえ利用禁止原則違反にならないための条件の要点は、本節の最初に予告した通り、問題になっている選抜行為が、〈最終的にはあらゆる理性的存在者の相互学習に寄与することを目的としていること〉である。「選抜」は、この目的を、他の人の対等な地位を侵害しないかぎりにおいて効率的に達成するための方法としてのみ許容される。選抜とは、〈特定の関係を、一定の特性をもつ人に対してのみ開き、そうでない人に対しては閉ざす〉行為であるから、利用禁止原則との関係でかなりの配慮を要する⁽¹³⁾。そうした配慮が行き届いた道徳的選抜によって結成される集団で、相互学習の観点からむしろ私たちににとって必要で有意義でさえある集団のことを、《結社》と、本稿では呼ぶ。

一旦まとめる。仮想的反論者によれば、〈利用禁止原則からの議論は、私たちに欠かせないはずの日々の実践が道徳的に不正であるとする現実離れた帰結を導いてしまう〉のであった。これは誤りである。利用禁止原則はなにも、そうした実践のうち真に有意義なもの(=《結社》)まで不正とするものではない。ただし、本稿の議論を貫徹するなら、私たちににとって当たり前になっている選抜の組織的慣習の多くの現状が道徳的不正を含むと判断されることになるだろうという点で、仮想的反論者の予想は当たっており、その点は道徳哲学者として譲歩できない。

(3) 《結社》と友達選び

私たちは、さまざまな目的のために集団を結成するが、それが道徳的《結社》と言えるために、認識を大きく改める必要が出てきて、そうして自分にとってお馴染みになってしまっている直観的原則の側を修正する必要が出て

(13) なお、「人を選ぶ」行為の内、必ずしも道徳的に不正とはかぎらないものを指すのに、「選り好み」と区別して「選抜」という用語を用いることとした。「選り好み」とは字義通りに解釈すれば「好んで選ぶ」ということであり、長期的な相互学習の観点からではない「衝動的」な選び方を指すのに便利である。一方「選抜」は「選り抜く」と言っているだけなので、選択行為のみを純粹に指すのに便利な語である。

くる場面がおそらくたくさんある。このことは、既に企業による人材選抜を例に論じたが、より卑近な例として、「友人」関係⁽¹⁴⁾について考えてみることは有益である。というのも友人関係というのは、〈まさしくその相手がある特性をもつからこそ結ばれるものだ〉という認識を、程度の差はあれ、多分私たちはもっており、かつ、それゆえに、〈友人の選抜に際して《能力評価》を行うことは真っ当なことだ〉という直観を私たちはもっているはずである。そこで、こうした実践がどこまで正当な理由をもち、どこからは不当かを論じることは、利用禁止原則の帰結を理解するのに役立つ。

要点は企業による人材選抜の場合とまったく同じである。友達の「選抜」が、《結社》のための選抜と言えるならばよく、そうでない単なる選り好みであるなら《消費》に該当し不正である。

例えば、いまFという人が、Sという人の喋るスピードが自分と比べて著しく遅いという理由から、Sと友人としての付き合いをもたないとする。というのも、FはSと一度話をしたことがあるのだが、その際、Sが言葉を述べる速度がFと比べて著しく遅いのはもちろん、発言と発言の間にSが設ける間合いもFのそれと比べて著しく長く、その結果、Sが喋る際にとる尺もFに比べて著しく長かったため、Fは、Sと意思疎通をすることが他の人と意思疎通するのと比べて著しく体力を要することを悟ったのである。

上に書かれた情報のみから、Sのもつ特徴のためにFはSを嫌って選ばなかったのだから、単なる《消費》活動になってしまっており、それゆえ不正である、と結論することはできない。そうとはかぎらないのであって、Fの行為の正・不正を判定するには詳細な場合分けが必要である。

そこで、そうした場合分けの一例として、「Fa」という人物を設定してみよう。Faは芸術家で、作品を次々と世に送り出すのに大変忙しい毎日を送

(14) 友人とはどういう関係であるということは、それ自体おそらく考察し甲斐のある問題であるが、本稿では立ち入らず、通俗的に理解されるところの「友人」の概念に依拠することとする。私たちが友人を選ぶ際の規準の厳しさは、人によってかなり差があると思われるが、そのような選抜規準をまったくもたないという人はいないはずである。そして、その選抜規準は、相手のもつ特性についての規準であるはずである（他の人との間に設ける距離感、喋るスピード、口数の多い少ない、趣味等）。

っており、かつ、Fa は自身の芸術活動を、普遍的な美の探求という確固たる目的のために行っていると仮定しよう。さて、Fa は、さまざまな人と友人関係をもつてもおり、それは、一応 Fa の芸術活動とは独立しているものと考えることができる。とはいえ、Fa のもつ時間や労力といった資源は無限ではないので、友人関係は、〈Fa 自身の目的とそれに向けた活動の妨げにならない方がよいし、それどころか、できれば Fa の芸術家としての成長に寄与するような友人関係をもてれば、Fa としてはそれに越したことはない〉だろう。結論から言って、Fa がこのような考えから友人を選ぶのだとすれば、それは必ずしも《消費》活動に該当しない。なぜなら、友人関係とはおそらく、〈その最終的な成果はすべての人の学びに寄与することが意図されている〉とはいえ、まずは自分と似た種類の人だけで集って、その種の人々の企図実現に寄与しうる原則を共に楽しく探究することによって、むしろ結果としては、〈これこれの特徴をもつ人はこれこれの場合にこれこれのようにするのがよい〉という風によく明細化され、だからこそ人類全体に寄与しうる原則を見出せる、そういう組織的慣習〉であるのであり、これは《結社》の一種である。それゆえ、仮に Fa が実践しているのがこのような関係構築だとすれば、それは不正ではない。

とはいえ、友人選抜を、それが《結社》と呼べるよう道徳的に行うことが、決して簡単ではないことも付言しておかなければならない。それは、Fa による友人選びが《結社》の観点から見ると失敗になるさまざまな仕方を見ると理解しやすい。例えば Fa は、自分とあまりに似ている人とのみ集まり過ぎるかもしれない。芸術活動の観点で、適度に自分と似た美の理想をもっている人と集うようにするのはよいかもしれないが、例えば、自分の美の理想に対するアンチテーゼに当たるような理想に触れることが単に疲れるから、それを避ける目的で、アンチテーゼに当たる理想をもっている人とは友達にならないと前もって決めてしまっているような友人選びをするなら、Fa のしていることはその分だけ《消費》に近づくことになる。Fa が目指すのが本当に普遍的な美なのであれば、Fa は自分の理想に対する批判になるべく耳を傾け、それに磨きをかけるべきである。もちろん、このことは別に、Fa がプライベートな時間に反対の見解をもつ人とこそ積極的に付き合うべ

きだということを意味するのではない。しかし、反対の見解をもつというただそれだけでプライベートな付き合いから排除するような態度は、芸術活動に従事している時間に反対意見に耳を傾けるような態度と相容れないように思われる。

他にも例えば、誰でも、自身の道徳的な理想追求と両立すると考えられる範囲では、どんな特性をもつ人とも分け隔てなく付き合いをもつべきである。もっと言えば、一見して自分にとってその人と付き合うのに過度な労力を要するような特徴をもつ人であっても、その人がそれを精算してしまうような別の特性をもっていて、うまく付き合う仕方さえ探れば共同学習の観点で実に有意義な関係を築けるような、そういう場合を見逃さないように、私たちは注意を払わなければならない。

そこで話す速度が遅いSの例に戻ろう。仮にSがその特性のゆえにFaに一見著しい労力を割かせるのだとしても、そんなSがその「スローな」特性と表裏一体な仕方でもつある特性からしかFaが受けられないような刺激が存在するのだとすれば、Faには、Sがそのような特性をもたないか注意深く見極め、Sの遅さが関係の妨げにならないよううまい付き合い方を虚心坦懐に探る、道徳的義務がある。したがって、仮にFaがこれを怠るとすれば、やはりその分だけ、《消費》に近づくことになる。

(4) 職業と役割の違い

ある仮想的反論者は次のように指摘するかもしれない。筆者は、Fについて、Faという一定の理想の探究に従事する人を設定して、FaによるSの忌避がさまざまな条件を満たしていれば必ずしも不正ではないことを論じることによって、〈友達選びに際して相手の能力評価を行うことは真つ当なことだ〉という私たちの直観には正しい部分もあると論じる。しかしこれは誤った論じ方に見える。というのも筆者の議論は、逆に言えば、〈Fは、Faのように一定の理想探究に従事していなければならない、Sを忌避することは、そうした理想探究との関係でなければ許されない〉ということの意味する。しかしながら、すべての人が、Faのように、何らかの普遍的な理想を探究することに従事するわけではないのであって、そういう人々であっても友人選

抜を正当に為すという実践を、筆者の議論は説明できない、と。

結論から言うと、この仮想的反論者が基づいている、〈すべての人が Fa のように何らかの普遍的な理想を探究することに従事するわけではない〉という前提が、端的に誤りである。真実としては、私たちがいつ何気なく下す価値判断でさえ、誰かの企図に——そうしてゆくゆくはあらゆる人に——寄与しうる原則を提示しようという意図をもち、それに基づいて当該判断を下しているのではなければならないのであって、上記反論はこの真実の無知に基づいている。

この点についての本格的な議論は富田 2023 で行ったので、ここでは具体例を挙げる論じ方に徹することとする。

いま、喋るスピードが速い F と遅い S という表記規則を引き継ぎつつ、例えば主夫（婦）業を「h」と表記して、喋るのが速い主夫（婦）の一人を「Fh₁」と書くとしよう。いま Fh₁ は、子供が同じ保育園に通っている主夫（婦）たち Fh₁～Fh₄（全員喋るのが速い）の間で、仲良しのグループを作り、そのグループでよく食事をしたり遊びに行ったりするとしよう。そしてこの人たちの関係を友人関係と呼ぶことは適切だろう。さて、実はこの仲良しグループに、是非とも入りたいと思っている Sh という人物がいる。けれども、Fh₁ は、話す速度が遅いという Sh の特性のゆえに、Sh をこのグループに入れたくない。

この場合にも、〈Sh をグループに入れないことで、Fh₁ が効果的に探究しようとしているような何らかの普遍的原則が存在しなければならない〉というのが、筆者の論じていることである。

例えば Fh₁ は家事を几帳面に行うことを重視する人物で、Fh₁～₄ のグループは、「几帳面である」という点で共通点をもつ人たちのグループだとしよう。このとき、例えば Fh₁ 自身に聞いてみたとすれば、「家事を几帳面に行うことなんて、単なる私個人の拘りであって、別に深く考えているわけじゃないんです、『普遍知』なんてめっそうもない！」と平気で言い放つことはいかにもありそうである。しかし多くの場合にこの種の自己認識は誤りである。そう言いつつも、Fh₁ は、いざ一緒に家事をするような場面になれば、一つ一つの作業を几帳面に行うことを推奨するだろう。そしてそれは、几帳

面に行うことによってはじめて達成されるような生活の快適さ⁽¹⁵⁾を、Fh₁が見据えているからこそである。

そして仮に、グループにShを入れてしまうと、グループでの娯楽活動のペースは大きく崩れ、Fh₁~₄の体力の大部分はShの意図、考え方を理解することに割かれ、いつもしているような活発な意見交換(例えば、ものごとをてきぱきとやる種類の人々にとっての心のもち様の勧め合い、きびきびとしているからこそ生まれるストレスをうまくコントロールする方法の交換、等々)がうまくできなくなってしまうでしょう。そうするとこのことは当然、Fh₁の家事・育児を通じた探究の進み具合に影響を及ぼすだろう。

もし仮に、Fh₁が、上述のような考慮に基づいて、Shを取って友達にすることをしないとすれば、Fh₁のしていることは必ずしも不正な選抜には当たらない。結局のところ、Fhも、Faで言うaに相当するhという「役割」をもつ。

最後に、筆者はなにも、芸術活動と専業主夫(婦)とかと言った、社会の多くの人によって認知される既存の役割のカテゴリーに訴えて、議論を有利に運んだわけではないことを付言しておく。Fが担っている役割は、そのようにわかりやすくカテゴライズされるものである必要はない。

例えば、今度はFという人物を、アルバイトが主な収入で、残りの時間は家で小説を書いているような人物として設定してみよう。しかもこの小説執筆は、別に世間に公表することを意図したものではないと仮定する。このような人は、世間では「フリーター」と呼ばれることが多いから、「Ff」と書くこととしよう。さて、Fがfだからといって、人間の相互学習関係において何の役割も果たしていないとはかぎらない(この意味での「役割」を以降《役割》と表記する)。例えばFfは、それこそ小説本体を世に公表することはないが、その創作活動の中で得ることのできる普遍知を、公の議論の場において忌憚なく他の人に対して提示し、率先して意見交換するような人物であるかもしれない。だとすれば、Ffは《役割》をもっている⁽¹⁶⁾。

(15) 服が綺麗にたたまれていることによる利便性・爽快感、探し物がすぐ見つかるように収納されていることによる効率性・生活の余裕、等々。

(16) この《役割》概念は、C・コースガードが「実践的アイデンティティ」と呼ぶものに

(4) をまとめよう。仮想的反論者は誤っている。すべて人は、社会における《役割》をもつのであるから、そうした《役割》に言及することによって、ある友人関係を《結社》であると正当化する議論の方法は、きちんと現実には即している。

結 節

(1) ま と め

本稿をまとめる。ルッキズム問題をめぐってはさまざまなアプローチが為されてきたが、〈人を外見美で選り好みすること〉そのものの道徳的問題性を扱う研究は十分に為されてこなかった。道徳哲学的アプローチの希少な先行研究であるリウの議論も、結局、人を外見美で選り好みすること自体は許容するという穏健な結論をとっている。一方リウの議論は、正当な議論への萌芽も含んでいる。私たちは「平等」であるがゆえに、一定の「敬意」の払われた取り扱いを受けるべきである。この点を一貫するならば、〈「平等」の観点で扱われるべき「敬意」を払い損ねているがゆえに、等しい人を等しく取り扱うことに失敗するあらゆる行為は何であれ不正である〉(第一節)。

したがって必要とされるのは、「私たちが平等だ」と言われるとき、一体何における等しさのことを指すのかについて、何らかの根本的な前提から出発することである。そこで本稿は、私たちの相互関係とは相互学習の関係であり、それゆえ道徳的に要求される平等な取り扱いとは、互いを相互学習における等しい学び手として取り扱うことである、という前提を置いた。また、人をそのような仕方以外の仕方での取り扱いを《利用》と命名し、《人を利用する》ことは道徳的に不正であるという前提を置いた(第二節)。

第三節では、人を外見美に基づいて選抜する行為が《利用》に該当する場合、それはすべて不正であり、逆に《利用》に該当しないなら、必ずしも不正でないことを論じた。つまり、根本的な問題は《人を利用する》ことが道

近いかもしれない (Korsgaard 1996/2010: 101 (118))。

徳的に不正であるということであって、それは人を外見美に基づいて選り好みする行為だけにかぎられない。〈他の人がもつある特性を能力として評価し、それに基づいて選り好み〉ということは私たちの日常と化しており、そこで問題とされる「特性」は外見美の他に数え切れないほど存在する。

そこで第四節では、外見美という特性にかぎらず、人のもつどんな特性であれ、相互学習の一環でない仕方ですれに着目して単に選り好みするなら、それは不正であるということ、《結社》と《消費》という新たな用語法を導入しつつ論じた⁽¹⁷⁾。

(2) ルッキズムはいかにして道德哲学の問題になるのか

本稿に対して予想される二つの指摘に応答しておきたい。

一つ目は、本稿は「ルッキズムに関する議論ではないではないか」というものである。この仮想的反論はおそらく、〈「ルッキズム」を主題とする以上は、ルッキズムに固有の問題を扱うべきだ〉と前提している。けれども、仮想的反論者の言う「問題の固有性」を本当に徹底するなら、おそらく当該の話題に固有の問題などほとんど存在しない。

例えば、この仮想的反論者に言わせれば、本稿が扱っている本当の主題は、《消費する》こと、すなわち〈人をその人のもつ特性に基づいて単に選り好みすること〉であるのかもしれない。けれども、この《消費》とて、大きくは《利用》という一般的不正の一種であり、さらに言えば、もしかすると《利用》さえ、平等違反の可能な仕方の一つに過ぎないかもしれない。そう

(17) 脚注2で指摘した西倉の論点先取は、実際西倉論文をして次のような誤った論法に導いている。「消費者が好みの外見の従業員がいる店で消費することは個人の自由であり社会的に〔……〕制限を受けるいわれはない〔……〕。しかし、従業員の外見を無造作に選り好みしての消費行動を繰り返し、そうした行動の集積が外見にもとづく雇用差別の維持・強化を帰結するとしたらどうか」(西倉 2019b: 181)、と。

まず、消費者が従業員の外見美で店選びをすることについて、社会的な制限を受けるいわれがあるのかどうか、まさしく道德哲学上の論点であることが指摘できる。また、仮にそうした選り好みについてとやかく言われる「いわれがない」のだとしたら、そうした消費行動の集積が帰結する格差の問題の本質は、どちらかと言えば「市場」における消費の道徳的なあり方の問題(最近「エシカル消費」とか呼ばれるものに類するもの)になってくる。

いう抽象度の高い研究が有用であることは肯定するが、そのことは必ずしも、逆に具体度の高い研究が無用であることを意味しない。もちろん、私たちは、〈そもそも何がどうして不正であるのか〉という基底的な理屈を知ればそれに越したことはないが、それが知れば十分というわけでもない。日々の慣習的所作の中で、私たちが実際そうした不正に類することをしているのだとすれば、それら慣習的所作がそうした不正に分類されるのはどうしてか、詳細な理屈を知りたいと思うだろう。これは、私たちの道徳的知識が完全を目指すのに、いかにも健全な手順であると思われる。

予想される指摘の二つ目は、筆者による「ルッキズム」の定義が明確でないというものである。この指摘は端的に言って当たっているが、問題の性質上そうせざるをえなかった。というのは、「これこそが外見美にまつわる問題の本質だ」という仕方で断定的な定義をするには、はるかに膨大な研究を要するだろうからである。そのように推察される理由を二つの観点から述べる。

第一に、社会学的な観点では、〈何らかの道徳的な利害が外見美と密接に関係しているがゆえに、「ルッキズム」と呼ばれる問題〉であるかぎり、それを「ルッキズムの問題ではない」とすることは、適切でない場合が多いだろう。ルッキズムの問題は、他のあらゆる問題と同様に、それにコミットする人の数だけ切り口をもつはずである。

第二に、社会学と道徳が混合したような観点からルッキズムの定義が問題にされる仕方も、考慮に入れる必要があるかもしれないからである。すなわち、〈人々の長期的幸福という目的のために、ルッキズムをどういう問題として定義することが、人々の注目を効率的に配置し、そうして世間もしくは学界での議論を組織化あるいは活性化するか〉という問題と闘っている人々もいる。なお、もしこういう人々のしていることが、〈人々が低コストで事態の解消にたどり着けるような思考を手助けするような言葉遣いを、有識者の手によって提案する〉ということだとすれば、筆者は賛同しかねる。とはいえ、筆者はこの手の営みに本格的に身を投じてきたわけではないので、ここではこれ以上踏み込まない。

本稿のタイトルを、「ルッキズム問題に道徳哲学から接近する」という多

少控え目なものにしておいたのは上述の理由からである。もちろん、なるべく、現実私たちが直面しているのと似た具体的な仮想事例を設定しつつ論じることは心がけたが、それでも本稿がしている議論の本質は、〈哲学的に解明される道徳原則を仮想事例に当てはめて正・不正を論じる〉というものであり、「トップダウン」式と言える。

そこで本稿では、筆者が問題としたいルッキズムを、〈人のことを、その人のもつ外見上の特性(=外見美)に着目して、《利用》に該当する仕方を選抜すること〉、すなわち〈人を外見美で選り好みすること〉というように書き下すという方法をとった。本稿の結論は、少なくともこの意味でのルッキズムは道徳的に不正だということである。

(3) 残される難題

本稿は「トップダウン式」であるがゆえ、あくまでも、〈一般に「ルッキズム」と呼ばれる問題領域に、道徳哲学から接近する〉という試みであると述べたが、リウの他にそうした「接近」を行っているものとして、例えば鈴木崇志の現象学に基づく議論がある。そこで本稿の最後に、そうした現象学からの議論と、筆者の議論との間の対比的な関係について述べておきたい。というもなぜなら、そもそもルッキズム云々を超えて、現象学的な道徳理論そのものが、筆者の提示する相互学習の議論に、勝るとも劣らない強い説得力をもってると筆者は考えるからである。

鈴木は、J・タイパレやE・レヴィナスといった現象学の哲学者たちを参考にしながら、〈私たちは、経験される対象を予め想定される類型では捉え切れないということに、気づくべきだ〉(鈴木2019: 229-230)、もっと言えば、〈そのように私たちが他者を経験するときの[私たち→(見る)→他者]という志向性が含む暴力性に気づくべきだ〉という議論を展開する(鈴木2019: 231-233)。その上で、ルッキズムの領域で提起される問題は、この道徳哲学理論の当てはめによって解明される部分があるのではないかと鈴木は提言する。

現象学的な道徳理論は、相互学習の道徳理論と比べると、①大きな利点と、②大きな欠点がある。

①まず、現象学的理論に言わせれば、〈等しいものを等しく取り扱え〉という出発点が間違っていることになる。例えば、人の等しさを「相互学習への適性」における等しさとする理解に対して、現象学的理論は次のような批判を展開しうる。〈そもそも私たちは「相互学習への適性」と呼んで十把一絡げに語れるような共通の適性などもっていないかもしれないし、それをもっていないことはその他者をないがしろにしてよい理由にはまったくならない〉。同理論の根本にあるのは、異なる他者の存在そのものへの敬意である。筆者自身、このかぎりでは、同理論には何か私たちに強く訴えるものがあると考える。

②とはいえ、現象学的理論には問題があり、筆者はこれを見逃すことができない⁽¹⁸⁾。異なる他者の存在そのものを尊重すべきだとすれば、私たちは、それが自分にどのような影響をもたらすのであれ、それが他者の存在の現れである以上それを「聞」かなければならない。しなしながら、他者の現れはよく想定されるような平和な「呼びかけ」とはかぎらない。極端な話、ある人にとってはこの私の存在を排除することがまさしくその人の現れなのかもしれない。そうすると、〈暴力的でない者は、暴力的な者の現れを聞くだけで、応答する機会さえ与えられることなく一生を終える〉ということが十分考えられる。つまり、仮に現象学的理論が「聞く」ことを至上の原理とするならば、そうである以上、そこには〈互いの予期を保証する規則〉は一切存在してはならない。筆者には、これが一体どんな規範的議論となりうるのか今のところ理解できない。そもそも、〈他者の呼びかけを聞け〉〈できればそれに応答せよ〉という要求自体、暴力性を含む規則だと指摘しうる。そこでやはり、〈暴力性抜きで道徳などありえないのではないか〉という考えに落ち着きたくなる。

(4) おわりに

ルッキズムは学術にとって非常に興味深い主題である。同問題の検討を通

(18) 現象学的議論の欠点については、富田 2022 でも部分的に論じているので、参照されたい。

じて私たちは、同じ問題に対するさまざまなアプローチがもちうる、それぞれの意義を考えることができる。願わくば、さらに、そうした学術的探究を通じて、いままで気づかれなかった、それぞれのアプローチの必然的な限界と、それを見据えてこそわかる新たな可能性を発見できるかもしれない。そのためにも、ルッキズムをめぐる、分野の違いを問わない活発な議論および対話が必要とされていると言えよう。

文献目録

- ※外国語文献のリプリントを参照した場合は、例えば Hare 1963/2003 のように、初出の年と、筆者が参照したものの印刷年の両方を記した。
- Darwall, S. L. (1977). “Two Kinds of Respect,” *Ethics*, 88 (1), 36-49.
- Goodman, A. H. & Moses, Y. T. & Jones, J. L. (2012). *Race: Are We So Different?*, Blackwell.
- Hare, R. M. (1963/2003). *Freedom and Reason*, Oxford U. P., reprinted 2003. 邦訳：R・M・ヘア(山内友三郎訳)『自由と理性』理想社、1982。
- Korsgaard, C. (1996/2010). *The Sources of Normativity*, Cambridge U. P., reprinted 2010. 邦訳：クリスティーン・コースガード(寺田俊郎ほか訳)『義務とアイデンティティの倫理学』岩波書店、2005。
- Liu, X. (2015). ““No Fats, Femmes, or Asians,”” *Moral philosophy and Politics*, 2 (2): 255-276.
- (2018/2020). “Discrimination and Lookism,” L. Kasper (ed.), *The Routledge Handbook of the Ethics of Discrimination*, Routledge, paperback reprinted 2020, 276-286.
- Mears, A. (2014). “Aesthetic Labor for the Sociologies of Work, Gender, and Beauty,” *Sociology Compass*, 8 (12), 1330-1343.
- Minerva, F. (2017). “Lookism,” H. LaFollette (ed.), *International Encyclopedia of Ethics*, Online Update retrieved December 12, 2023 from <https://doi.org/10.1002/9781444367072.wbice838>, Wiley.
- Scanlon, T. M. (1988). “Levels of Moral thinking,” D. Seanor & N. Fotion (ed.), *Hare and Critics: Essays on Moral Thinking*, 129-146.
- Tieje, L. & Cresap, S. (2005). “Is Lookism Unjust?: The Ethics of Aesthetics and Public Policy Implications,” *Journal of Libertarian Studies*, 19 (2),

31-50.

- Warhurst, C. & Nickson, D. & Witz, A. & Marie Cullen, A. (2000). “Aesthetic Labour in Interactive Service Work: Some Case Study Evidence from the ‘New’ Glasgow,” *Service Industries Journal*, 20 (3), 1-18.
- 小手川正二郎 (2022) 「『美しい』外見を求めることは、倫理的な問題となるのか：ルッキズムと倫理」『國學院雑誌』123 (11)、177-189。
- 鈴木崇志 (2019) 「現れる他者との向き合い方：現象学の立場から」『現代思想』47 (12)、226-236。
- 富田絢矢 (2022) 書評「永井玲衣著『水中の哲学者たち』(晶文社、2021年)」『社会と倫理』37、117-120。
- (2023) 『道徳はなぜ価値判断の問題になるのか：ヘアの道徳哲学と好敵手たち』名古屋大学出版会。
- 西倉実季 (2019a) 「美的労働 (aesthetic labour) 概念が提起するもの」『女性学』26、72-81。
- (2019b) 「外見が『能力』となる社会：ルッキズムと倫理」『現代思想』47 (12)、176-182。
- (2021) 「『ルッキズム』概念の検討：外見にもとづく差別」和歌山大学教育学部紀要 71、147-154。

(本学法学部特別研究員)